

駐輪場使用契約書

新多摩川ハイム管理組合(以下「甲」という)と、_____ (以下「乙」という)とは、新多摩川ハイム駐輪場の下記利用区画部分に、乙の保有する自転車を駐車するためこの使用契約を締結する。乙は、下記の事項を遵守するものとし、違反した場合、甲はこの契約を解除することができるものとする。

(記)

- 1.駐輪場使用料を、管理費等と同時かつ同じ方法により、甲に納入すること。
- 2.原則として1住戸につき1台の駐輪とする。乙が2台目以上の駐輪を希望する場合は書面により申し出を行うものとし、甲は駐輪場の空き状況により、臨時駐車させることが出来る。ただし、乙は甲からその駐輪区画の返還または変更を要請されたときは、直ちに従うものとする。但し駐輪区画の返還は、甲の通知の日から1ヶ月の猶予期間をおくものとする。
- 3.別に定める、自転車置場使用規定を遵守すること。

利用区画	第1・2・3・4 駐輪場	区画
利用料金		
利用開始		

年 月 日

甲 新多摩川ハイム管理組合
理事長

印

乙 新多摩川ハイム管理組合
号棟 号室

印

処 理	マスター変更		処理印
	台帳記入		
	契約書類受領		
	シール発行		